

償却資産の課税標準額に係る主な特例一覧

令和7年4月現在

特例対象資産・施設	適用条項(法＝地方税法)	取得時期等	適用期間	特例率	添付書類
ガス事業用資産	法第349条の3第2項	H29.4.1以降	取得後5年間	1/3	ガス事業法に規定する許可証(写)等
			その後5年間	2/3	
家庭的保育事業に供する資産	法第349条の3第27項	指定なし	期限なし	1/3 (※)	認可を受けたことが分かる書類(写)等
居宅訪問型保育事業に供する資産	法第349条の3第28項	指定なし	期限なし	1/3 (※)	認可を受けたことが分かる書類(写)等
事業所内保育事業に供する資産	法第349条の3第29項	指定なし	期限なし	1/3 (※)	認可を受けたことが分かる書類(写)等
汚水・廃液処理施設	法附則第15条第2項第1号	R4.4.1～R8.3.31	期限なし	1/2 (※)	特定施設設置(使用、変更)届出書(写)等
ごみ処理施設 (石綿無害化施設を除外)	法附則第15条第2項第2号	R4.4.1～R8.3.31	期限なし	1/2	一般廃棄物処理施設設置許可証(写)及び事業許可証(写)等
一般廃棄物処理施設	法附則第15条第2項第3号	R4.4.1～R8.3.31	期限なし	2/3	一般廃棄物処理施設設置許可証(写)及び事業許可証(写)等
産業廃棄物処理施設	法附則第15条第2項第4号	R4.4.1～R8.3.31	期限なし	1/3	産業廃棄物処理施設設置許可証(写)及び事業許可証(写)等
下水道除害施設	法附則第15条第2項第5号	R4.4.1～R8.3.31	期限なし	4/5 (※)	除害施設設置(変更)届出書(写)等
太陽光発電設備 (認定発電設備は対象外) (1,000キロワット未満のもの)	法附則第15条第25項第1号イ	R2.4.1～R8.3.31	取得後3年間	2/3 (※)	国の認定通知書(写)等
太陽光発電設備 (認定発電設備は対象外) (1,000キロワット以上のもの)	法附則第15条第25項第3号イ	R2.4.1～R8.3.31	取得後3年間	3/4 (※)	
風力発電設備 (認定発電設備のみ対象) (20キロワット未満のもの)	法附則第15条第25項第3号ロ	R2.4.1～R8.3.31	取得後3年間	3/4 (※)	国の認定通知書(写)等
風力発電設備 (認定発電設備のみ対象) (20キロワット以上のもの)	法附則第15条第25項第1号ロ	R2.4.1～R8.3.31	取得後3年間	2/3 (※)	
水力発電設備 (認定発電設備のみ対象) (5,000キロワット未満のもの)	法附則第15条第25項第4号イ	R2.4.1～R8.3.31	取得後3年間	1/2 (※)	国の認定通知書(写)等
水力発電設備 (認定発電設備のみ対象) (5,000キロワット以上のもの)	法附則第15条第25項第3号ハ	R2.4.1～R8.3.31	取得後3年間	3/4 (※)	
地熱発電設備 (認定発電設備のみ対象) (1,000キロワット未満のもの)	法附則第15条第25項第1号ハ	R2.4.1～R8.3.31	取得後3年間	2/3 (※)	国の認定通知書(写)等
地熱発電設備 (認定発電設備のみ対象) (1,000キロワット以上のもの)	法附則第15条第25項第4号ロ	R2.4.1～R8.3.31	取得後3年間	1/2 (※)	
バイオマス発電設備 (認定発電設備のみ対象) (10,000キロワット未満のもの)	法附則第15条第25項第4号ハ	R2.4.1～R8.3.31	取得後3年間	1/2 (※)	国の認定通知書(写)等
バイオマス発電設備 (認定発電設備のみ対象) (10,000キロワット以上 20,000キロワット未満のもの)	法附則第15条第25項第1号ニ	R2.4.1～R8.3.31	取得後3年間	2/3 (※)	
中小企業者等が取得した先端設備等 (賃上げの表明のない場合) (※①)	法附則第15条旧第44項	R5.4.1～R7.3.31	取得後3年間	1/2	計画の申請書及び認定書(写)等
中小企業者等が取得した先端設備等 (1.5%以上の賃上げの表明のある場合) (※①)		R6.4.1～R7.3.31	取得後4年間	1/3	計画の申請書及び認定書(写)並びに従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面(写)等
中小企業者等が取得した先端設備等 (1.5%以上の賃上げの表明のある場合) (※①)	法附則第15条第43項	R7.4.1～R9.3.31	取得後3年間	1/2	
中小企業者等が取得した先端設備等 (3%以上の賃上げの表明のある場合) (※①)			取得後5年間	1/4	

(※)
わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）
制度の詳細につきましては、[わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）一覧](#) のページをご参照ください。

(※①)
特例適用の詳細につきましては、[中小企業等経営強化法に基づく固定資産税（償却資産）の特例措置（地方税法附則第15条第43項及び旧第44項）](#) のページを参照ください。